

小澤治三郎邸宿泊約款

(適用範囲)

第1条 小澤治三郎邸(以下、当施設といいます)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当施設は、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の、住所、氏名、電話番号及びメールアドレス
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による)
- (4) a. 申込者名及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払者名及びその連絡先
- (5) その他、当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊日の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で当施設に当該継続期間にかかる予約がなかった場合にのみ、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金として当施設が定める申込金(宿泊料金相当)を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金はまず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた場合は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

5 当施設が、インターネットサイト又は電話等で誤った宿泊料金を提示・ご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申込みをされ、承諾があった場合であっても、当該宿泊料金とその前後の期日より著しく低廉であった時は、当該宿泊料金が著しく低廉である理由(「限定」「特別」等)の表示がない限りは、民法上の錯誤による承諾となり、当該宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 当施設が満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客や近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宮崎県が定める旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料での斡旋など自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (11) 当施設内は全面禁煙(加熱式タバコ及び電子タバコを含む)であり、これを無視して喫煙をしようとしたとき。
- (12) 危険物(ストーブ等の火気器具、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
- (13) 明らかに支払い能力がないと認められるとき。
- (14) 以上に準じ、当施設が宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判断するとき。

(宿泊客の契約解除)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けま。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22時(事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宮崎県が定める旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 規定場所以外での喫煙(加熱式タバコ及び電子タバコを含む)、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わないとき。
 - (9) 危険物(ストーブ等の火気器具、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込んだとき。
 - (10) その他、本約款に定める事項に反していることが判明したとき、あるいは当施設が宿泊契約の維持を認めることが相当でない判断したとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の運営管理を行っているホテル四季亭のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 日本国内に住所を持たない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日及び、本人確認のため旅券(パスポート)のコピーを取らせていただきます
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当施設が必要と認める事項

(当施設の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設に入室できる時刻(チェックインタイム)は15時からとし、当施設を使用できる時刻(チェックアウトタイム)は午前11時までとします。

- 2 当施設は、出発日の午前11時以降の時間延長等は、特別な事由がない限り一切できません。
- 3 連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除く、終日使用することができます。但し、安全及び衛生管理その他、当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則を遵守していただきます。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、当施設が指定する日(原則として宿泊契約の成立と同時)又は当施設が請求した時に、クレジットカードまたは当施設が指定する支払方法にてお支払いいただきます。
- 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客がフロントにおいて宿泊の登録を行った後に施設に入ったときに始まり、宿泊客が発出するため施設を空けたときに終わります。
- 3 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当施設は、当施設の責めに帰すべき事由によって宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 当施設では寄託物等の取扱いは原則としていたしません。

- 2 宿泊客が、当施設内に持ち込んだ物品または現金ならびに貴重品については、基本的に宿泊客自身の責任において管理していただきますが、当施設の故意又は重大な過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 当施設(ホテル四季亭フロント含む)では、原則として、宿泊客の手荷物の事前お預かりは行いません。

- 但し、チェックイン時間前に宿泊客が当フロントに到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられ、これを当施設が発見した場合は、原則として発見日を含めて当施設が定める一定期間保管した後、遺失物法に基づいて最寄りの警察署に届けます。ただし、生鮮食品あるいは飲食物並びにその他の廃棄物に類する物

品については、発見日当日(清掃時)に当施設にて任意に処分させていただきます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の提供する駐車場を利用する場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。また、当該駐車場における事故、車両およびその付属装着物の盗難、紛失、損壊、損傷、水害等における被害につきましても、当施設は一切の責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第18条 近隣からの音や振動が生ずることがありますが、当施設はその責を負いません。

- 2 当施設は建物の特性上、天井や梁の高さが低い箇所、階段・段差、吹抜けがございます。施設内で宿泊客が落下・転倒等により怪我をされても当施設には一切の責任が無いことをご了承いただき、全て自己責任での宿泊をお願いいたします。
- 3 当施設は食事の提供を行っておりません。宿泊客自身が食事を取り寄せた場合あるいは宿泊客の要望により食事提供の取次を行った場合において、予約時のオプション等その他名目の如何に関わらず、その食事の提供は当該事業者と宿泊客との契約となり、当施設は一切の責任を負いません。
- 4 当施設内外からのコンピュータ通信の利用に際しては、宿泊客自身の責任にて行うものとします。コンピュータ通信の利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断したり、あるいはコンピュータウイルスに感染したりする等、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。なお、当施設が不適切と判断するコンピュータ通信の利用により、宿泊客が当施設および第三者に損害を生じさせた場合には、当該宿泊客にはその損害を賠償していただきます。

(本約款の変更)

第19条 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

- 2 本約款を変更する場合は、変更後の規定の内容を当施設のホームページ等に掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

(準拠法および管轄裁判所)

第20条 本宿泊約款に関して生じる一切の紛争については、日本法を準拠法とし、当施設を経営又は運営する会社の本社又は本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。但し、当該管轄裁判所が法令に反すると判断される場合には、法令の定めによるものとします。

別表第1 宿泊料金の内訳(第2条第1項および第11条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	税金	消費税

【注】

- 1 基本宿泊料は当施設のウェブサイト等に掲示する料金によります。
- 2 子供料金の設定はありません。但し、3歳未満の乳幼児は無料(寝具のご用意はありません。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除を受けた日	違約金の比率
7日前	宿泊代金の50%
前日	宿泊代金の50%
当日	宿泊代金の100%
不泊	宿泊代金の100%

【注】

- 1 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します
- 2 契約日数が短縮した場合は、その対象となる短縮が違約期間に該当する場合は、違約金の適用に応じた比率にて違約金を収受します。
- 3 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、宿泊日前日までの解約分については違約金をいただきません。

制定:2021年7月12日